

一角力芝居狂言等私に

興行すへからず、願出可_レ

請_ニ免許_一事

一兼而免許無_レ之場処にて

遊女芸妓等不_レ可_ニ抱置_一事

付 百姓之妻娘共三味

線舞曲等之遊

芸を専とし遊客

酒宴之席に立交り

芸者遊女等之

見習ひする事堅く

可_ニ相誠_一事

一身分に応せざる饗応

事・僭上・驕奢之風儀

相誠る所なり、聳取嫁取

養子取組出産年賀

葬祭等之儀花美

虚飾を省き実意を

旨とすへき事

「読み下し」

一 角力芝居狂言等私にひとつ すもう ひそか

興行すべからず、願いい出で

免許請くべき事

一 兼而免許かねてこれ無き場所にて

遊女・芸妓等抱え置くべからざる事

付 百姓の妻娘共三味つけたり

線・舞曲等の遊

芸を専らとし遊客もつぱ

酒宴の席に立交り

芸者・遊女等の

見習いする事堅く

相誠いましむべき事

一 身分に応ぜざる饗応

事・僭上・驕奢せんしやう きやうしやの風儀

相誠むる所なり、聳取・嫁取

養子取組・出産・年賀

葬祭等之儀花美(華)

虚飾を省き実意を

旨とすべき事

「解説」

今回は風俗に関する内容です。角力・芝居・狂言などの興行、遊女・芸妓を扱う店の出店などを免許制としています。さらに、縁談・出産・年賀などの祝事であっても身分不相応の饗応を禁じています。『郡中制法』は明治初期の条文ですが、その内容は江戸時代の『五人組帳前書』※一と何ら変わりがありません。

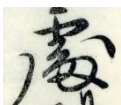
次に文字を見ていきましょう。



「春(す)・へ・可(か)ら須

(す)」と、漢字・かなが混在していると読みづらい上濁点がありません

んが、頻出のパターンです。



「處」は「処」、



「藝」は「芸」、



「應」は「応」の旧字体です。



「遊」は「遊」のように記すの

がくずし字の特徴です。しんによる



「しん」も特徴的です。2ペ

ージ目最終行の



「遍」は仮名読みの「へ」です。「べ」と読むこと

も多々ありますので想像力を働かせて解読しましょう。



しん

にようのパターンも覚えておきましょう。

※一『五人組帳前書』

江戸時代の庶民に向けた法令の一種。領主が封建道德、その他庶民の日常生活の心得を詳細に規定したもの。